

平成 19 年 4 月 9 日

企業会計基準委員会 御中

日本公認会計士協会
会長 藤沼 亜起

企業会計基準公開草案第 18 号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その 2) (案)」に対する意見の提出について

貴委員会から平成 19 年 3 月 9 日付けで公表された企業会計基準公開草案第 18 号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その 2) (案)」について、当協会の意見を別添のとおり申し上げます。

以 上

企業会計基準公開草案第18号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正
(その2)(案)」に対する意見

平成19年4月9日
日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1. 積立不足に係る引当計上の要否について

(コメント)

年金制度全体に積立不足が生じている場合は、たとえ「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない」場合に分類されていても、解散が見込まれるなど「通常と異なる場合」に限定することなく、引当計上の要否の検討を行うべきである。

(理由)

自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合で、これまで要拠出額を退職給付費用として処理していたときに、掛金拠出割合等により算定された年金資産概算額だけを注記する方法では、公開草案第5項に示されるような種々の問題があった。

今回の注記拡充により、こうした課題への一定の対応がなされることには賛成する。ただし、積立不足がある場合でも注記だけに止めておくことは、他の制度との整合性や保守主義の原則に照らせば必ずしも妥当ではないと考える。公開草案第13項では、遅延認識スキームと掛金分割拠出との費用認識の観点における類似性に基づいて「これまでの考え方を踏襲」している。しかし、以下の点に鑑みれば、注記だけでは、結果として不健全な状態を放置することにつながる懸念がある。

- (1) 費用認識期間の考え方が異なっている。
- (2) 例外処理では退職給付債務レベルで債務認識(積立不足算定)や費用処理を行っていない。
- (3) 積立不足の掛金への反映には相応の時間を要し、費用認識時点が最大で5年程度遅延する可能性がある。
- (4) 積立不足解消のための将来のキャッシュアウトフローが一定の合理性をもって算出され、年金財政決算で認識されていることから、年金財政運営と密接に関連する例外処理では、当該積立不足自体は認識時点において企業会計原則注解(注18)の要件を満たさないとはいえない。

「これまでの考え方を踏襲し、年金財政計算上の積立不足があっても、通常の場合には、そのことをもって企業会計原則注解（注18）の引当金に該当し、その全額を一時に費用又は損失として処理する必要があるとは言えない」と引当金計上の必要性を否定しているが、前述のような懸念がある中で保守主義の観点から、引当金の計上に向けた最善の努力まで否定されるものではないと考える。例えば、過去勤務債務掛金の負担割合や規約に定める解散時の負担方法等の一定のルールに基づけば、加入事業主毎に積立過不足に対する持分（負担）を把握することは必ずしも不可能ではないと考えられることから、少なくともこうした検討は求められるべきである。

したがって、積立不足がある場合は、解散見込の場合など「通常と異なる場合」に限ることなく引当計上の要否を検討すべきである。

2. 「退職給付に係る会計基準注解」（注12）が適用される範囲について

（コメント）

「総合設立の厚生年金基金」から「複数の事業主により設立された企業年金制度」へと文言を変更した趣旨を明確化すべきである。

（理由）

「退職給付に係る会計基準注解」（注12）が適用される範囲として、「総合設立の厚生年金基金」という文言から「複数の事業主により設立された企業年金制度」へと変更されている。しかし、適用範囲に係る文言を変更する一方で、その経緯や解釈について「結論の背景」で触れられていない。

公開草案第13項において「これまでの考え方を踏襲」していることから、今回の文言変更は表現の正確化を意図したもので、従来の実務を変更するものではないと考えられる。しかし、こうした趣旨が明確化されずに文言だけが変更されてしまうと、連合設立型基金まで「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない」場合に通常該当するとの誤解を与えかねない。

したがって、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない」場合に該当するかどうかは従来通りの取扱いである点及び文言の変更趣旨を明確化すべきである。

3. 制度全体の掛金等に占める自社の割合について

（コメント）

制度全体の掛金等に占める自社の割合の算定の際、積立過不足の金額を算定する時点と按分基準との整合性を求めるべきである。

（理由）

公開草案第11項で、貸借対照表日時点のみならず、期中平均を採用できるとの文

言があるが、制度全体の積立過不足の応分負担を開示する主旨に照らせば、積立過不足の把握時点と按分基準との整合性を求めるべきである。

例えば、事業所や加入員の年度途中異動があった場合、按分基準として無条件に期中平均を認めると、積立過不足とは実質的に無関係な事業所や加入員にまで一部負担が生じるような結果になりかねず、開示企業が本来負担する可能性のある金額から開示額が乖離する懸念がある。

そのため期中平均を用いることができる場合は積立過不足も期中平均で把握するなど、積立状況を把握した時点と整合的な按分基準を用いるべきである。

以 上